



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月2日(金) 第10056号

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)	2
<b>告 示</b>	
○国民健康保険組合の規約の変更認可(国保援護課)	3
○同	3
<b>公 告</b>	
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	3

■ 規 則

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年十二月二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十一号

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立公園条例施行規則(昭和三十三年群馬県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。  
第十一条第三項中「身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は住所及び年齢を証する書類」を「同号に規定する者であることを証する書類等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**■ 告 示**

◎群馬県告示第254号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、群馬県歯科医師国民健康保険組合規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第7条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更事項 組合の地区
- 2 変更内容 埼玉県春日部市、栃木県小山市及び埼玉県鴻巣市を追加する。
- 3 認可年月日 令和4年11月24日

◎群馬県告示第255号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、群馬県医師国民健康保険組合規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第7条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更事項 組合の地区
- 2 変更内容 東京都足立区を追加する。
- 3 認可年月日 令和4年11月24日

**■ 公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年12月2日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤城大沼用水	理 事	再 任	小暮和由	前橋市嶺町241番地3
	同	同	星野好孝	同 富士見町原之郷2044番地
	同	同	狩野又一	同 富士見町時沢664番地
	同	同	大木保弘	同 富士見町小暮1273番地2
	同	同	羽鳥高志	同 富士見町石井324番地

同	新任	横山文雄	同 勝沢町446番地1
同	同	岡本登志光	同 鳥取町830番地7
同	同	田所秀寿	同 嶺町1650番地
同	同	樺澤昭次	同 富士見町田島549番地1
同	同	鈴木俊司	同 富士見町時沢1109番地2
同	同	須田初美	同 富士見町小暮1885番地2
同	同	涌澤俊彦	同 富士見町漆窪28番地1
同	退任	鈴木進	同 勝沢町79番地
同	同	横山修一	同 同 490番地
同	同	萩原美夫	同 上細井町928番地3
同	同	下田健次	同 富士見町田島703番地1
同	同	新井安正	同 富士見町時沢2294番地
同	同	須田国彦	同 富士見町小暮920番地
同	同	関口昇一	同 富士見町石井366番地
監事	再任	高山幸夫	同 富士見町原之郷1780番地
同	同	岡田弘之	同 富士見町赤城山1138番地
同	新任	金子好文	同 上細井町774番地
同	同	樺澤光芳	同 富士見町市之木場98番地3
同	退任	青木和明	同 嶺町41番地1
同	同	石井勤	同 富士見町小沢410番地2

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111